

江南市放課後子ども総合プラン運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、安全で・安心な活動拠点としての居場所づくり事業としての「放課後子ども教室推進事業」と留守家庭児童を対象に実施する「放課後児童健全育成事業」の一体的あるいは、連携した総合的な放課後子ども総合プラン事業（以下「放課後子ども総合プラン事業」という。）の実施に向けての調査、研究機関として、放課後子ども総合プラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 放課後子ども総合プラン事業の実施に向けての調査、研究に関すること。
- (2) 放課後子ども総合プラン事業の実施に向けての検討に関すること。
- (3) その他、放課後子ども総合プラン事業の推進に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会は、委員15名以内で組織する。

- 2 委員は優れた識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 運営委員会は、第2条に規定する所掌事務の調査研究等を行わせるため、江南市放課後子ども総合プラン研究会（以下「研究会」という。）を置く。
- 4 研究会の研究員は、運営委員会が別に定める。
- 5 運営委員会は、有識者等又は研究会の研究員を運営委員会に出席させて、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(会長及び副会長)

第4条 運営委員会に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員が辞任しようとするときは、会長を経て教育委員会に申し出なければならない。

(会議)

第6条 運営委員会の会議は、会長が招集する。

2 運営委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

3 研究会の会議は、必要に応じ副会長が招集し、会議等を統括する。ただし、研究会の会議等の運営は研究会の研究員に委任することができる。

(庶務)

第7条 運営委員会及び研究会の事務は、健康こども部子育て支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。